

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、<u>大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター</u>(以下、「国立大学法人等」という。)の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員となった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者(以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職員となった者は、交流職員となった日において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)</p>	<p>本則</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構及び<u>大学改革支援・学位授与機構</u>(以下、「国立大学法人等」という。)の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員となった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者(以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職員となった者は、交流職員となった日において新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数)</p>	

(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	
-------------	-------------	--

附 則(平成 28 年 10 月 14 日規程第 36 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。